

開設のご案内



下記のとおり東京都町田児童相談所を開設いたします。東京都町田児童相談所では、令和7年6月1日(日)より町田市にお住まいの方の相談窓口となります。

※具体的な相談内容は裏面をご覧ください。

◆ 所在地

〒195-0075 東京都町田市山崎一丁目2-17

電話：042-851-9357 (代表) / FAX：042-851-9358

◆ 開設日

令和7年6月1日(日)

※相談受付時間は平日午前9時から午後5時まで



◆ 交通機関案内・地図

- 小田急線・JR横浜線町田駅からバス14分(山崎団地入口下車)
- 小田急線・JR横浜線町田駅からバス12分(山崎団地入口下車)
- JR横浜線古淵駅からバス8分(山崎団地入口下車)

東京都町田児童相談所
(東京都町田市山崎一丁目2-17)



児童相談所とは

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置される行政機関です。原則18歳未満の子供に関する相談や通告について、子供本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからも受け付けています。

児童相談所は、すべての子供が心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるように家族等を援助し、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関です。

このような相談に応じています

養護相談

保護者の病気、死亡、家出、離婚などの事情で子供が家庭で生活できなくなったとき。

虐待など、子供の人権侵害に関わる問題があるとき。

障害相談

知的発達遅れ、ことばの遅れ、肢体不自由などがあるとき。

愛の手帳（療育手帳）を取得したいとき。

育成相談

わがまま、落ち着きがない、友達ができない、いじめられる、学校に行きたがらない、チック等の習癖、夜尿などで心配なとき。

非行相談

家出、盗み、乱暴、薬物の習慣などがあるとき。

里親に関する相談

里親として家庭で子供を育てたいとき。

相談の方法

・相談受付時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

※来所される前に、あらかじめ予約をしていただくと、お待たせすることがありません。

・関係機関の方・緊急の場合

平日夜間、土・日曜日、祝日（年末年始を含む）

夜間緊急連絡ダイヤル（03-5937-2330）で対応しています。

・相談内容は、すべて秘密を守ります。

・児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」及び

児童相談所相談専用ダイヤル「0120-189-783（いちはやく・おなやみを）」

への相談は、24時間、365日、対応しています（通話料は無料）。